

官報

號外 昭和二十一年八月十一日

○第九十回 衆議院議事速記録第二十七號

昭和二十一年八月十日(土曜日)

午後二時四十五分開議

議事日程 第二十六號

昭和二十一年八月十日

午後一時開議

第一 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

第二 帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案(政府提出) 第一讀會

昭和十九年度第一豫備金支出の件

昭和十九年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和十九年度特別會計豫備費支出の件

昭和十九年度特別會計第二豫備金支出の件

昭和二十年度第二豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計支出の件

昭和二十年度特別會計第二豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計豫備金外支出の件

昭和二十年度特別會計第二豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計豫備金外支出の件

承諾を求めたる件

昭和二十年度緊急財政處分に依る支出の件
昭和二十一年度第二豫備金支出の件
昭和二十一年度緊急財政處分に依る支出の件
昭和二十一年度第二豫備金支出の件
昭和二十一年度緊急財政策費第一豫備金支出の件

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕

一、政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案

商工協同組合法案

昭和十九年度第一豫備金支出の件

昭和十九年度特別會計第一豫備金支出の件

昭和十九年度特別會計豫備費支出の件

昭和十九年度特別會計第二豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計第二豫備金支出の件

昭和二十年度特別會計金支出の件

昭和二十年度特別會計金支出の件

昭和二十年度特別會計金支出の件

昭和二十年度特別會計金支出の件

(承諾を求めたる件)

昭和二十年度特別會計第二豫備金支出の件
昭和二十一年度特別會計豫備金外支出の件
昭和二十一年度緊急財政處分に依る支出の件
昭和二十一年度第二豫備金支出の件
昭和二十一年度緊急財政策費第一豫備金支出の件

(以上八月九日提出)

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

平和運動促進に關する建議案

提出者

最上 英子君 米山 久君

吉田 セイ君 武田 キヨ君

日本諸縣統制株式會社即時廢止に關する建議案

提出者

的場金右衛門君 原 捨思君

井上 知治君 原 國君

石原 登君 上林山榮吉君

宇田 國榮君 二階堂 進君

(以上八月八日提出)

灌漑用水ニ關スル建議案

提出者

大塚甚之助君 澁谷 昇次君

四國循環(牟岐、土佐安藝間)鐵道敷設促進ニ關スル建議案

提出者

松浦 薫君 氏原 一郎君

田万 廣文君 稻本 早苗君

藥師神岩太郎君 福田 繁芳君

紅露 みつ君 三木 武夫君

佐竹 晴記君 豐澤 豐雄君

林田 哲雄君 柏原 義則君

馬越 晃君 岡田 勢一君

秋田 大助君 布 利秋君

(以上八月九日提出)

一、去八日議長ニ於テ次ノ通り常任委員辭任ノ許可ガアツタ

第一部選出豫算委員 井上東治郎君

第三部選出豫算委員 船田 亨二君

第六部選出豫算委員 丹野 實君

第七部選出豫算委員 原 藤右門君

一、去八日常任委員補闕選舉ノ結果次ノ通り當選シタ

第六部選出

豫算委員 鈴木彌五郎君(岡田勢一君補闕)

第八部選出

豫算委員 海野 三朗君(水谷長三郎君補闕)

一、去八日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ

林業會法案政府提出委員

稻田 直道君 大井直之助君

木島 義夫君 小柳富太郎君

武田信之助君 水口 周平君

森 幸太郎君 綿貫 佐民君

小笹 耕作君 太田秋之助君

仲川房次郎君 平野 增吉君

本名 武君 武藤 常介君

氏原 一郎君 清澤 俊英君

永井勝次郎君 林 虎雄君

林田 哲雄君 松澤 一君

坪井 龜藏君 的場金右衛門君

米倉 龍也君 井出一太郎君

仲子 隆君 伊藤 實雄君

中島 茂喜君

一、去八日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

自動車交通事業法の一部を改正する法律案(政府提出)委員

井上 良次君 補闕正木 清君

商工經濟會法を廢止する法律案(政府提出)外一件委員

野村馬越 晃君 補闕九鬼紋十郎君

一、昨九日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ

運輸次官 平山 孝

第九十四回帝國議會運輸省所管事務

政府委員被仰付

一、昨九日議長ニ於テ次ノ通り常任委員ノ辭任ノ許可ガアツタ

第三部選出豫算委員 松本六太郎君

一、昨九日常任委員補闕選舉ノ結果次ノ通り當選シタ

第一部選出

豫算委員 柏原 義則君(井上東治郎君補闕)

第三部選出

豫算委員 松本 滿藏君(船田享二君補闕)

第六部選出

豫算委員 木下 榮君(丹野實君補闕)

第七部選出

豫算委員 喜多稻治郎君(原藤右門君補闕)

一、昨九日委員長理事互選ノ結果次ノ通り當選シタ

林業會法案(政府提出) 委員

委員長 森 幸太郎君

理事

水口 周平君 綿貫 佐民君
平野 增吉君 氏原 一郎君

一、昨九日特別委員理事補闕選舉ノ結果次ノ通り當選シタ

商工經濟會法を廢止する法律案(政府提出)外一件委員

理事 九鬼紋十郎君(理事馬越晃君去八日委員辭任ニ付其ノ補闕)

一、昨九日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

所得稅法の一部を改正する等の法律案(政府提出) 外二件委員

辭任喜多稻治郎君 補闕中野 四郎君

○議長(議員登三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、恩給法の一部を改正する法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

入江法制局長官

第一 恩給法の一部を改正する法律案(政府提出) 第一讀會

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を次のやうに改正する。

第二條中、「傷病賜金」を削る。

第九條第二項中(陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿之禁錮ノ刑ヲ含マス)を削る。

第十六條中「府縣」を「都府縣」に改め、同條第二號を削除し、同條第三號中「朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモ

ノヲ除クノ外」を削り、同條第四號但書中「在外指定學校職員及樺太ニ於ケル教育職員ノ一時恩給ヲ除クノ外」を削り、同條第六號但書を削る。

第十七條中、「第二號」を削り、「府縣」を「都府縣」に改める。

第十八條第一項但書を削り、同條第三項中「内地ニ於ケル道府縣立を「都道府縣立」に改める。

第十九條第一項中、「軍人」を削り、「及警察監獄職員並第二十四條ニ掲クル」を「警察監獄職員及」に改め、同條第二項中、「準軍人」を削る。

第二十條第一項中「武官又ハ宮内官以外ノ官ニ在ル者」を「宮内官以外ノ官ニ在ル者ニシテ教育職員又ハ警察監獄職員ニ非サルモノ」に、同條第二項中「高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者」を「二級官試補、三級官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者(教育職員又ハ警察監獄職員タル者ヲ除ク)」に改める。

第二十一條 削除

第二十二條第一項を次のやうに改め、同條第二項を削る。

教育職員トハ公立ノ學校、幼稚園又ハ圖書館ノ職員ニシテ官ニ在ルモノヲ謂フ

第二十三條 警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

一 警部補、巡查、消防士補、消防機關士補又ハ消防手タル地方事務官又ハ地方技官

二 貴族院守衛及衆議院守衛

三 副看守長又ハ看守タル司法事務官

第二十四條 待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十五條 本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一 文官及教育職員ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職

二 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ判任官ノ待遇ヲ受クル貴族院守衛若ハ衆議院守衛カ判任官タル貴族院守衛若ハ衆議院守衛ニ任シタルトキ又ハ判任官タル貴族院守衛若ハ衆議院守衛カ判任官ノ待遇ヲ受クル貴族院守衛若ハ衆議院守衛ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

三 待遇職員ニ在リテハ任命

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一 文官及教育職員ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官ノ外退職

二 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職

三 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

教育職員カ文官又ハ警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ轉シタル場合及警察監獄職員ニシテ官吏タルモノカ文官又ハ教育職員ニ轉シタル場合ハ之ヲ退職ト看做ス

第二十七條第一項中「準文官」の下に「及進教育職員」を加へ、同條第二項及び第三項を削る。

第二十八條ノ二を削る。

第三十條中「軍人又ハ」及び「准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ」を削る。

第三十二條 削除

第三十三條ノ二を削る。

第三十四條 削除

第三十五條 削除

第六號表

等	級	親任	二級	三級
待	一級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
一級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
二級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
三級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者

別表第七號表を次のやうに改める。

第七號表

等	級	親任	二級	三級
待	一級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
一級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
二級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
三級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者

別表第八號表中「勅任ノ者、勅任

待遇者及將官ノ者」を「一級ノ者及一級待遇ノ者に」、「高等官三等乃至五等ノ者、同待遇者及佐官ノ者」を「二級ノ者又ハ二級待遇ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額二百十圓以上ノ者」を次のやうに改める。

等	級	親任	二級	三級
待	一級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
一級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
二級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者
三級	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者	退職當時ノ俸給月額ノ半額以上ノ者

附則

第一條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。但し、第十六條、第二十條、第二十二條乃至第二十七條、第四十二條、第四十九條、第五十一條第二項、第五十五條、第六十五條、第六十五條ノ二及び第七十五條並びに別表第二號表、第三號表及び第五號表乃至第八號表の改正規定は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

前項但書の規定にかかはらず、同項但書に掲げる改正規定は、國民學校及び國民學校に類する各種學校の教職員又は準教職員については、昭和二十一年六月二十二日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による公務員又は公務員に準ずべき者については、なほ従前の例による。

第三條 傷病賜金については、第二條、第六十六條又は第六十六條ノ二の改正規定にかかはらず、なほ従前の例による。

第四條 陸軍刑法又は海軍刑法によつて一年未満の禁錮の刑に處せられた者については、第九條第二項、第四十一條第四號又は第五十

一條第一項第二號の改正規定にかかはらず、なほ従前の例による。

第五條 昭和二十一年三月三十一日までに給與事由の生じた恩給の負擔については、なほ従前の例による。

朝鮮、臺灣、樺太、關東州若しくは南洋群島における地方經濟又は在滿學校組合の負擔すべき恩給は、第十六條の改正規定及び前項の規定にかかはらず、國庫が、これを負擔する。

第六條 第四十二條第一項第三號の改正規定の適用については、二級官試補には、高等文官の試補を、三級官見習には、判任官見習を含むものとする。

第七條 この法律施行前の在職年の計算については、なほ従前の例による。

第八條 この法律施行前に改正前の第四十八條第一項第二號に規定する地域で流行病に罹つた者については、なほ従前の例による。

第九條 昭和二十一年三月三十一日までに戦闘又は戦闘に準すべき公務のため傷疾を受け、又は疾病に罹つた者については、なほ従前の例による。

第十條 昭和二十一年三月三十一日

(國民學校及び國民學校に類する各種學校の教職員又は準教職員については同年六月二十二日) までに退職し、若しくは死亡した公務員若しくは公務員に準すべき者又はその遺族に給する増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料の年額の計算については、なほ従前の例による。

第十一條 この法律施行前に本廳廳の承認を受けて、外國政府職員となつた公務員の、外國政府職員としての在職年の通算又は受けた一時恩給の返還については、なほ従前の例による。

第十二條 別表第二號表、第三號表及び第五號表乃至第八號表の適用については、昭和二十一年四月一日以後在職する勅任、奏任若しくは判任又は勅任待遇、奏任待遇若しくは判任官待遇の者は、これを「一級、二級若しくは三級又は一級待遇、二級待遇若しくは三級待遇の者」と看做す。

〔政府委員入江俊郎君登壇〕

○政府委員(入江俊郎君) 只今議題ト相成リマシタ恩給法中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

今回ノ改正ノ主ナル點ハ、凡ソ之ヲ
次ノ三點ニ要約スルコトガ出來ルノデ
アリマス、第一ハ終戦ニ伴ヒマシテ不
必要又ハ不適當トナツタ諸規定ノ削除
又ハ整理デアリマス、即チ終戦ニ伴ヒ
マシテ我が國ハ戰爭ノ拋棄ヲ決意シ、
武裝ヲ解除シテ軍備ヲ撤廢致シマシタ
今日、戰爭ノ存在ヲ前提スル規定及
ビ軍人、准軍人ニ關スル規定ハ其ノ必
要ガナイコトトナツタデアリマス、
又朝鮮、臺灣等外地ハ既ニ事實上我が
國ノ統治權ヲ現實ニ行使シ得サル實情
ニアリマスノデ、是等外地ニ關スル規
定モ其ノ必要ガナクナツタデアリマ
ス、仍チ此ノ際ニ是等ノ諸規定ヲ適宜削
除又ハ整理スルコト致シマシタ
第二ハ去ル四月一日ヨリ實施セラレ
マシタ官吏制度ノ改正ニ伴フ規定ノ整
理デアリマス、即チ去ル四月一日ヨリ
官吏任用裁級令及ビ官吏俸給令ガ施行
セラレマシテ、從前存シマシタ高等
官、判任官ノ區別及ビ高等官官等ノ制
度ガ廢止セラレ、俸給ニ付キマシテモ
制度ガ單一化サレマシタ結果、恩給法
中是等官吏ノ階等及ビ俸給ニ關スル從
前ノ制度ニ對應致シマスル諸規定ヲ整
理スルコト致シタデアリマス、
又右ノ官吏制度ノ改正ニ伴ヒマシテ、

教育職員、警察、監獄職員中從來待遇
官吏デアリマシタモノガ所謂本官トナ
リマシタ結果、之ニ關スル規定ヲ改正
スルコト致シタデアリマス
第三ハ從來朝鮮ノ道、臺灣ノ州ナド
ノ外地ノ地方經濟ガ負擔シテ居リマシ
タ恩給ヲ、終戦後ノ事情ニ即シマシテ
國庫ノ負擔ニ變更スルコト致シタノ
デアリマス、前ニ申述ベマシタ第一及
ビ第二ノ點ハ何レモ實情ニ即應シテ法
文ヲ削除又ハ整理シタデアリマス
ガ、此ノ第三ノ點ハ實質的ノ改正デア
リマス、即チ終戦ノ結果、外地ニ勤務
シテ居リマシタ公務員ノ中ニハ、現在
恩給ヲ負擔スル經濟ガゴザイマセヌ爲
ニ、恩給權ヲ有シナガラ現實ニハ其ノ
支給ヲ受ケ得ヌ者ガ少クアリマセヌノ
デ、此ノ改正ニ依リマシテ右ノ恩給ハ
之ヲ國庫ノ負擔トスルコトニ致シマシ
テ、是等ノ者ガ速カニ恩給ヲ受ケ得ル
ヤウ措置シヨウトスルデアリマス、
以上簡單ナガラ提案ノ理由ヲ申述ベタ
ノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛
アランコトヲ希望致シマス(拍手)
○議長(議員詮三君) 本案ノ審査ヲ付
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ
マス
○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名十

八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミ
マス
○議長(議員詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
○議長(議員詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍チ動議ノ如ク決シマシタ
程第二、帝國議會各議院の議長、副
議長及び議員の手當に關する法律案
ノ第一讀會ヲ開キマス——上塚大藏政
務次官
第二 帝國議會各議院の議長、副
議長及び議員の手當に關する法
律案(政府提出) 第一讀會
帝國議會各議院の議長、副議長及び
議員の手當に關する法律案
帝國議會各議院の議長、副議長及
び議員は、當分の間月額千五百圓の
手當を受ける。
議院法第十九條第一項但書、第二
項及び第三項の規定は、前項の手當
につき、これを準用する。
官吏で議員である者の受ける俸給
(勅令を以て定むる手當等を含む)
の額が歳費の月額額と第一項の手當
との合計額に達しないときは、その
者は前項において準用する議院法第
十九條第三項の規定にかかはらず、

その差額を第一項の手當として受け
る。
附則
この法律は、昭和二十一年四月分
の手當から、これを適用する。
〔政府委員上塚司君登壇〕
○政府委員(上塚司君) 只今議題トナ
リマシタ帝國議會各議院の議長、副議
長及び議員の手當に關する法律案提出
ノ理由ヲ説明申上ゲマス
現在貴衆兩院ノ議長、副議長及び議
員ハソレレノ議院法ニ定メラレタ一定
ノ歳費ヲ受ケテ居ルデアリマスガ、
此ノ歳費ノ定額ハ大正九年ニ改正セラ
レテ以來今日マデ其ノ儘トナツテ居
リマシタ爲メ、現在ノ物價水準及ビ一
般ノ給與ノ基準ニ比較シテ低キニ失ス
ルニ至ツテ居ルモノト認メラレマス、
隨テ歳費ノ定額ハ相當増額ノ必要ガア
ルデアリマスガ、現狀ニ於キマシテ
ハ、經濟ノ狀態モ未ダ安定シテ居ラ
ズ、歳費額決定ノ參考トナルベキ一般
ノ給與ニ付キマシテモ、未ダ恒久的
ナ基準ガ確立サレテ居ナイ有様デアリ
マス、仍テ本格的ノ歳費定額ノ改定
ハ、其ノ時期デハナイト考ヘラレマス
ノデ之ヲ見合セマシテ、今回ハ極メテ
應急的ノ措置トシテ、議長、副議長及

ビ議員トモ現在ノ歳費ノ外ニ當分ノ間
毎月千五百圓ノ手當ヲ受ケルコト致
シタイト存ズル次第デアリマス、以上
ノ理由ニ依リマシテ此ノ法律案ヲ提出
シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上
速カニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願
ヒ申シマス(拍手)
○議長(議員詮三君) 本案ノ審査ヲ付
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シ
マス
○山口喜久一郎君 本案ハ政府提出會
計法戰時特例廢止等ニ關する法律案委
員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(議員詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
○議長(議員詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍チ動議ノ如ク決シマシタ
程第三、昭和十九年度第一豫備金支
出の件外十一件(承諾を求める件)ヲ
議題ト致シマス——上塚大藏政務次
官
昭和十九年度第一豫備
金支出の件
昭和十九年度特別會計
第一豫備金支出の件
昭和十九年度特別會計
豫備費支出の件
昭和十九年度特別會計

第三 第二豫備金支出の件

昭和二十一年度第二豫備金支出の件
昭和二十一年度豫備金外支出の件
昭和二十年特別會計第二豫備金支出の件
昭和二十年特別會計豫備金外支出の件
昭和二十年緊急財政處分に依る支出の件
昭和二十一年度第二豫備金支出の件
昭和二十一年度緊急財政處分に依る支出の件
昭和二十一年度緊急對策費第一豫備金支出の件

承諾を求めらる件

〔政府委員上塚司君登壇〕

○政府委員(上塚司君) 只今議題ニ供セラレマシタ昭和十九年度第一豫備金支出の件外十一件(承諾を求めらる件)ニ付キ大體ノ御説明ヲ致シマス
昭和十九年度一般會計第一豫備金ノ豫算額ハ一億四千萬圓デアリマシテ、内會計規則等戰時特例第三十二條ノ二ニ依リ補充シマシタ金額ハ一億三千七十餘萬圓デアリマス、今其ノ重要ナル事項ヲ申述ベマスレバ、戰時事變臨時手當、軍事扶助費、徴兵旅費、戰時災害保護費、警察費連帶支辨金等デアリマス

次ニ昭和十九年度ニ於テ其ノ第一豫備金ヨリ豫算超過支出ヲ致シマシタ特別會計ハ朝鮮總督府、朝鮮簡易生命保險及郵便年金、臺灣總督府、臺灣食糧管理、樺太廳、造幣局、專賣局、資金、損害保險、國營再保險、陸軍造幣廠、厚生保險、勞働者災害扶助責任保險、關東局、食糧管理、薪炭需給調節、農業家畜再保險、漁船再保險、燃料局、通信事業、簡易生命保險及郵便年金ノ二十特別會計デアリ、又其ノ豫備費ヨリ豫算超過支出ヲ致シマシタモノハ、帝國鐵道、通信事業ノ二特別會計デアリ、又昭和十九年度ニ於テ、其ノ第二豫備金ヲ以テ豫算外支出ヲ致シマシタモノハ、帝國鐵道特別會計デアリマス
次ニ昭和二十年一般會計第二豫備金ノ豫算額ハ二十億圓デアリマスガ、内昭和二十年四月十七日ヨリ同二十一年二月五日ニ至ル間ニ於テ其ノ金額ヲ支出致シマシタ、其ノ重要ナル事項ハ、終戰前ニ支出致シマシタモノトシテハ、防空緊急施設諸費、鹽及樟腦緊急増産對策費、食糧増産應急諸費、林産物生産緊急施設諸費等デアリマシテ、又終戰後ニ支出シマシタモノトシテハ外國爲替損失補償金、動員學徒援護會事業費補助補足、食糧増産對策諸費、臨時醫療施設諸費等デアリマス

次ニ昭和二十年一般會計ニ於テ豫備金外ニ國庫剩餘金ヲ以テ豫算外支出ヲ致シマシタ金額ハ一億八千萬餘圓デアリマス、其ノ重要ナル事項ハ、蔬菜類ニ對スル價格調整補助金、北海道臨時國有林増伐諸費、財産稅等創設準備諸費、政府職員臨時給與等デアリマス
次ニ昭和二十年ニ於テ其ノ第二豫備金ヲ以テ豫算外支出ヲ致シマシタ特別會計ハ、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東局、通信事業、厚生保險、帝國鐵道ノ七會計デアリ、又豫備金外ニ於テ其ノ國庫剩餘金其ノ他ノ歳入金、昭和二十一年勅令第百一十一號及同第百八十號、即チ緊急財政處分ニ依リ借入金、公債金又ハ資金ヲ以テ豫算超過又ハ豫算外支出ヲ致シマシタモノハ、朝鮮總督府、臺灣總督府、印刷局、專賣局、大藏省預金部、通信事業、簡易生命保險及郵便年金、厚生保險、薪炭需給調節、漁船再保險、帝國鐵道ノ十一特別會計ガアルデアリマス

號ニ依リ、昭和二十年歳入歳出豫算實行上ノ歳入超過額ヲ財源トシ、豫算超過及ビ豫算外支出ヲ致シタモノデアリマス、今其ノ重要ナル事項ヲ申述ベマスレバ、復員諸費、船舶運賃會損失補償及ビ補助、價格調整補助金、食糧増産對策諸費、風水害應急復舊諸費、河川災害復舊費、政府職員臨時給與、地方職員臨時給與補助、都市疎開事業費補助等デアリマス
次ニ昭和二十一年度一般會計施行豫算ニ於ケル第二豫備金ノ豫算額ハ二十億圓デアリマスガ、内昭和二十一年四月十六日ヨリ同年四月二十三日ニ至ル間ニ於テ其ノ金額ヲ支出致シマシタ、其ノ重要ナル事項ハ終戰處理費、復員諸費、引揚民對策諸費、蔬菜價格調整補助金、石炭價格調整補助金、救濟福祉事業費補助、政府職員給與特別措置費等デアリマス
次ニ昭和二十一年度一般會計ニ於テ緊急財政處分ニ依リ支出ヲ致シマシタ金額ハ、二十一億二千三百萬圓デアリマス、右ハ昭和二十一年勅令第百四十二號ニ依リ豫算外支出ヲ致シタモノデアリマス、今其ノ主要ナル事項ヲ申述ベマスレバ、復員諸費、終戰處理費、石炭價格調整補助金、歸還輸送費等デアリマス

次ニ昭和二十一年度一般會計施行豫算ニ於ケル緊急對策費第一豫備金ノ豫算額ハ二十億圓デアリマシテ、内會計規則等戰時特例第三十二條ノ二ニ依リ補充致シマシタ金額ハ四億圓デアリマシテ、昭和二十年ニ於テ府縣ノ立替支辨シタル戰時災害保護法ニ依ル保護費デアリマス
尙ホ昭和二十一年度一般會計ニ於テ施行豫算計上ノ第二豫備金又ハ緊急對策費第一豫備金ヨリ支出致シマシタ金額及ビ緊急財政處分ニ依リ支出致シマシタ金額ハ、別途提出ノ改定豫算ニ關スル法律ニ依リ昭和二十一年度改定豫算ノ定額ヨリ支出シタモノト看做サレルコトニナツテ居ルデアリマス、以上ヲ以テ昭和十九年度第一豫備金支出の件(承諾を求めらる件)外十一件ノ説明ト致シマシタ、何卒御審議ノ上速カニ御承諾アラシコトヲ希望致シマス(拍手)
○議長(樋貝詮三君) 各件ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮り致シマス
○山口喜久一郎君 日程第三ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(議員三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○山口喜久一郎君 議事日程追加ノ緊
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政
府提出改定豫算に關する法律案ヲ議題
トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審
議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(議員三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(議員三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシ
タ
改定豫算に關する法律案ノ第一
讀會ノ續キヲ開キマス、委員長ノ報告
ヲ求メマス——委員長坂東幸太郎君

改定豫算に關する法律案(政府提
出) 第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 改定豫算に關する法律案
右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議
決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年八月十日

委員長 坂東幸太郎

衆議院議長議員三殿

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 只今議題ニナリマシ
タ改定豫算に關する法律案ノ審査ノ經
過竝ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス

御承知ノ通り本會計年度ノ始マル前
ニ諸般ノ事情カラ豫算ノ議定ガ出來
ナカッタノデアリマス、其ノ爲ニ政府
ハ前年度豫算ノ施行豫算ヲ立デマシタ
ガ、其ノ外ニ又復費等ニ要スル多ク
ノ支出ガ要リマスルガ爲ニ、緊急勅令
即チ昭和二十一年勅令第二百四十二號

ヲ制定致シマシテ多クノ支出ヲ致シマ
シタ、隨テ本年度ノ支出、即チ四月カ
ラ六月マデハ施行豫算ニ於テ之ヲ行
ヒ、又七月八月ハ追加豫算ニ依ツテ
之ヲ追加致シマス故ニ、昭和二十一年
度ノ豫算ヲ決定スルニ當リマシテハ、

既ニ決ツテ支出シタ所ノ支出ノ統合調
整ヲ行ツテ、既ニ出シマシタ金ハ、是
ハ二十一年度豫算カラ出スモノト看做
ス爲ニ法律ノ制定ガ必要ナノデアリマ
スカラ、其ノ爲ニ改定豫算ニ關スル法
律ガ出タノデアリマス

此ノ委員會ニハ大藏大臣竝ニ大藏當
局ノ詳細ナ説明ガアリマシタガ、之ニ
對スル所ノ質問ヲ二、三點申上ゲマス

ト、假令必要トハ言ヒナガラ、餘リニ
モ亂暴ナモノデハナイカト云フ質問ニ
對シマシテ、政府ハ曰ク、御尤モデア

ルガ事情已ムヲ得ナイノダト云フコト
ヲ聽キ、議員ハ諒ト致シマシタ、又此
ノ中ニハ例ノ經濟安定費ノ五十五億圓
ガゴザイマス、單ニ經濟安定費トシテ

豫備費ヲ設ケルト云フコトノ規定ガア
ルガ、其ノ内容ハ何モナイノデ、隨テ
白紙ヲ以テ五十五億圓ノ金ヲ政府ニ使
ハスト云フコトニナルカラト云フノ

デ、之ニハ相當峻烈ナ質問ガアツタノ
デアリマス、併シ政府ハソレニ答ヘテ
曰ク、聯合軍最高司令部ノ指令ニ依ツ
テ公共事業トシテ六十億圓ノ支出ヲ命
令シテ來タノデアアル、其ノ中五億圓ハ

既ニ政府ガ所定ノモノガアルカラ、ソレ
ヲ差引イタ五十五億圓ヲ豫備費トシテ
認メナケレバ他ニ方法ハナイノデア
ル、隨テ經濟安定本部ガ獨自デアル譯
デハナイノデ、經濟安定本部ガ各省ト

協議ヲシテ支出ヲスルノダカラ、決シ
テ白紙デヤナイ、サウ云フ意味ノ答辯
ガアツタノデアリマス

是ニ於テ委員ハソレヲ諒ト致シマシ
タ結果、本日午前中大藏大臣ノ出席ノ下
ニ討論ニ移リマシタ、討論ニ於キマシテ
ハ、自由黨ヲ代表シマシテ田中実司
君、又進歩黨ヲ代表シテ太田秋之助
君、社會黨代表松本七郎君、協同民主
黨代表松本龍藏君竝ニ無所屬俱樂部代
表原藤右門君カラ各、原案賛成ノ發言

ガアリマシタ、其ノ中ニ於キマシテ社
會黨代表ノ松本君カラ、ドウカ此ノ
經濟安定費ハ十分支出ヲ慎ミ、濫費ヲ
シナイヤウニト云フ注文ガアリマシ
タ、ソレデ討論ハ終局致シマシテ、採
決ノ結果滿場一致ヲ以テ原案ヲ可決致
シマシタ、簡單ナガラ御報告致シマス

(拍手)

○議長(議員三君) 本案ノ第二讀會
ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(議員三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ
決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二
讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委
員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望
ミマス

○議長(議員三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(議員三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

改定豫算に關する法律案

第二讀會(確定議)

○議長(議員三君) 別ニ御發議モア

リマセス、第三讀會ヲ省略シテ、委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次
會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シ
マス、本日は是ニテ散會致シマス
午後三時十分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 九ノ内 三〇五二
振替 東京 〇〇〇〇
圖書課